

介護扶助通信 第4号

令和元年7月10日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療担当班
Tel.097(537)5621

平素より、生活保護制度に対するご理解、ご協力をいただきありがとうございます。
第4回目となる今号では、ケアマネジャーのみなさんから実際に質問を受けた事例を参考に、生活保護制度特有の考え方についてお伝えしたいと思います。
今後の業務の参考にさせていただければと思います。

自己負担をすれば、区分支給限度額を超えたサービス利用はできる？



私が担当している生活保護制度を利用している利用者さんから、デイサービスの回数を増やしたいと相談を受けたのですが、どうしても限度額を超えてしまいそうです。

利用者さんには、限度額を超えた分については、自己負担が発生する旨を説明して、本人の同意も得られているのですが、区分支給限度額を超えるサービス計画を作成しても問題ないですか？

上記のケースのような場合、生活保護を受給していない世帯の場合では、利用者が全額自己負担を行うことで、サービス利用は可能です。一方、生活保護受給世帯の場合には、仮に自己負担分を生活費の中から捻出できたとしても、原則、区分支給限度額を超えたサービス利用は認められていません。

これは、「限度額を超えるサービス利用については、生活保護制度による最低限度の生活を上回る利用となってしまう」といった考え方によるものです。まずは、状況に応じて、要介護等認定区分変更申請を行うなど検討をお願いします。

※検討の結果、なおも介護需要が満たされず、日常生活が維持できない等、緊迫な状況にある場合においては、介護扶助とは別に、「他人介護料」としての給付を検討する必要がありますので、生活福祉課にご相談ください。



お知らせ

大分市では、厚生労働省の通知に基づき、生活保護法指定介護機関に対する個別指導を実施しています。

個別指導では、各事業者が生活保護法指定介護機関として、介護扶助制度を理解したうえで、被保護者へのサービス提供をおこなっているか等について、懇談方式によって確認を行います。

大分市公式ホームページ*に、指定介護機関として必要となる制度の理解を自己点検するための「生活保護法指定介護機関自己点検シート」を掲載していますので、ご確認ください。

*大分市公式ホームページ>>健康・福祉・医療>>お知らせ（健康・福祉・医療）>>生活保護法および中国残留邦人等支援法による指定介護機関の方へお知らせします